

公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部
表彰規程(案)

【目的】

第1条 科学技術の進歩に著しく貢献した者及び岩手県支部の発展に著しく貢献した者に対して、本規程に基づいて授与する。

【表彰の種類】

第2条 表彰は以下の表彰とし、賞の適格者に対して年次大会の場で賞状および記念品を授与し表彰する。

1. 支部長賞

本会の会員であって科学・技術の進歩に貢献し、内外から高い評価を受ける顕著な成果を収めた者の中から、別に定める選考手続きを経て、適格と認められた者に授与する。

2. 功労賞

本会の発展に著しく貢献した者の中から、別に定める選考手続きを経て、適格と認められた者に授与する。

【受賞候補者の推薦】

第3条 本会の会員は、受賞候補者を推薦することができる。推薦者は、技術士会賞ならびに功労賞にあつては、推薦理由と業績等を表した推薦書を毎年4月末日までに支部長宛に提出しなければならない。

【受賞者の選考】

第4条 第3条により推薦を受けた候補者の中から役員会の協議を経て、受賞者を選考する。

付則

本規程は、平成25年8月〇〇日から施行する。